

東京新聞

2021年 令和3年
10月4日
月曜日

「安 保 法 が 9 条 骨 抜 き に 」

民なくして

2021年秋

「あの法律によって、この国が戦争をする国になってしまったことに怒りと悲しみ、たまらない焦りを感じます」

違憲訴訟の原告



相手にした集団訴訟に参加する。現在行われている東京高裁での裁判で原告の一人として意見を述べた。

安全保障関連法と違憲訴訟を巡る経緯

2014年	7月	安倍政権が憲法9条の解釈を変更し、集団的自衛権の行使容認を閣議決定。安倍首相(当時)は記者会見で「日本が戦争に巻き込まれる恐れは一層なくなっていく」と主張
15年	5月	政府が安全保障関連法案を国会に提出
	9月	国会前で市民らが抗議する中、与党は採決を強行し、法案が成立
16年	3月	安保関連法が施行
	4月	安保法は違憲として市民らが国に損害賠償などを求め、東京地裁に提訴(写真は菱山南帆子さん提供)。同様の集団訴訟は全国で25件に及び
19年	11月	国に損害賠償を求めた裁判で、東京地裁は「原告敗訴」の判決。原告側は控訴



衛権の行使を可能とする閣議決定。歴代内閣が憲法9条のもとでは許されないとしてきた解釈を変更し、日本が攻撃されなくても武力行使できるようにした。閣議決定の日、首相官邸前には身動きが取れないほど抗議の人が集まった。菱山さんが駆けつけたが、一九

安保法制違憲判決を求める 全国賛同者運動に御協力下さい

<https://anpoiken.jp/sandou.html>



安保法制違憲訴訟を審理している各地の裁判所あてに、違憲判決を求めて、全国からの賛同者名簿を提出する活動を開始しました。裏面のFAX用紙を用いたの賛同署名、あるいはQRコードをからネット署名にご協力ください。

<https://anpoiken.jp/signature/>にアクセスしていただきますと、詳細がご覧になれます。

なお、重複を避けるためにご住所も伺っておりますが、裁判所に都道府県名とお名前をリスト化して、提出します。

【緊急要請概略】

2015年に成立したいわゆる安保法制は、一見明白に憲法違反です。日本の歴代政権が認めなかった集団的自衛権行使を強引な憲法解釈によって容認するなど、内閣と国会が立憲主義を踏みにじって、成立させたものです。その目的はアメリカが海外で起こす戦争に自衛隊員を動員することにあります。これは、先の大戦の反省にたつて戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めないと定めた憲法9条の平和主義を根底から覆す、憲法の明らかな破壊です。

このような状況に危機感を抱いた市民約7700人は、2016年から全国22の裁判所で、安保法制は憲法違反であり、平和的生存権などを侵害しているとして国を相手に裁判を提起しました。しかし、これまで出された判決は、全て国の主張を追認して、憲法判断を避け、原告の訴えを退けました。この由々しき事態を放置すれば、安保法制のもとで政府と国会は暴走し、再び戦争への道を進みかねません。先の大戦で国内外で2000万人ともいわれる犠牲者を出した日本は、2度と同じ惨禍を繰り返すわけにはいきません。そのためには、三権分立のもと司法の独立を活かして立憲主義を取り戻す必要があります。憲法と法律にのみ拘束される裁判官ひとりひとりが良心に従って、政治部門に遠慮することなく判断を下すことが必要です。そうして、安保法制は憲法違反とする判決を出すよう強く求めます。

安全保障関連法

安倍政権下の2015年9月に成立し、16年3月に施行。自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていなくてもかわらぬ実力で阻止する集団的自衛権の行使などを盛り込んだ。日本の平和に重要な影響を与える「重要影響事態」も新設。平時から米軍などの艦艇や航空機を自衛隊が守る「武器防護」も可能となった。

条が骨抜きにされたことに無力感を感じた」と振り返る。安倍政権は翌一五年五月、集団的自衛権の行使容認を柱とする安保関連法案を国会に提出。審議が始まると、国会前には学生や親子連れ、学者らが詰め掛けた。菱山さんも連日デモに参加して反対の声を上げたが、九月に与党は採決を強

野党4党廃止掲げ 衆院選で争点

行し、成立した。安保法は明白な違憲立法だ。施行一カ月後の一六年四月、菱山さんを含む約千五百五十人は、憲法前文にもうたわれる平和的生存権を侵害されたなどとして国に損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こした。その後、同様の集団訴訟は、神奈川県や愛知県など全国で二十五の裁判に及び、原告は七千七百人に及ぶ。

弁護士延べ千六百人で構成する違憲訴訟の会は「裁判所には、政治によって壊された憲法秩序を回復する使命がある」と掲げる。集団訴訟はこれまでに三つの高裁と、十六の地裁で判決が出たが、平和的生存権は具体的な権利とはいえないなどとして、いずれも原告の訴えを退けた。安保法が合憲か違憲かの判断は示さなかった。東京弁護士会事務局長の古川健三弁護士は「国会や内閣が暴走して憲法を壊した場合に、誰が歯止めをかけるのか」という視点が欠けている。三権分立が機能していない」と、訴訟で問題提起をした意義を語る。

安保法の是非は目前の衆院選でも争点となる。立憲民主、共産、社民、れいわ新選組の四党は共通政策で違憲部分の廃止を掲げる。ただ、集団的自衛権に基づいて武力行使をした例はこれまでではないが、自衛隊による米艦防護など安保法に基づく任務を積み重ね、既成事実化してきた。菱山さんはこう話す。「裁判をすることも、選挙に行くことも私たちの権利。違憲立法を変えたいため声を上げ続けたい」(木谷孝洋)